

要配慮者・避難行動要支援者への支援について

災害が発生したときは、高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦などの要配慮者の方には特別の配慮が必要です。身近にいる要配慮者の方々への手助け、心くばりを心がけてください。

要配慮者・避難行動要支援者とは？

高齢者や障がい者、傷病者、乳幼児、外国人など、災害発生時に何らかの支援が必要な人を要配慮者・避難行動要支援者といいます。

対象となる方は

- 介護・支援が必要な高齢者
- 知的障がいのある方
- 肢体不自由のある方
- 精神の障がいのある方
- 内部障がいのある方
- 妊産婦、乳幼児
- 視覚に障がいのある方
- 保育園児・小学生
- 聴覚に障がいのある方
- 日本語が不自由な外国人
- 音声・言語機能障がいのある方
- 災害時負傷者、帰宅困難者、旅行者

避難行動要支援者

広野町では、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方々を『避難行動要支援者』として把握し、支援する体制の構築を目指しております。

- ① 70歳以上のみの世帯員
 - ② 要介護認定3～5を受けている者
 - ③ 身体障害者手帳1級～2級を所持する者
 - ④ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- その他、特別な事情で支援を希望する者
(日本語に不慣れな外国人、難病者、重度心身障がい者、妊産婦等)



避難支援等関係者による支援

災害が起こり避難勧告や避難指示があった時、避難支援等関係者による避難支援（災害に関する情報を伝えてもらったり、一緒に避難するなどの支援）や安否確認が行われます。

ただし、避難支援者が被災するなどにより、支援を受けられない場合もありますので、確実な避難を約束するものではありません。